

2019年9月試験対策 1級(学科) 本試験直前チェック

「2019年9月試験対策 1級(学科) 本試験直前チェック (以下、直前チェック)」は、本試験前に確認しておきたい問題(一問一答:○×式)を各科目10問、合計60問を掲載しています。「直前チェック」が皆様の試験合格の一助となれば幸いです。

★ 注意事項 ★

- ※「直前チェック」に掲載している問題は、TACファイナンシャルプランナー講座 2019年9月合格目標 1級試験対策コースの使用教材「1級FP直前対策テキスト」から抜粋しています。
- ※「直前チェック」はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・可否)について保証するものではありません。
- ※「直前チェック」の内容につきまして、将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- ※「直前チェック」の内容に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了解ください。
- ※「直前チェック」の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。

TAC ファイナンシャルプランナー講座

A. ライフプランニングと資金計画

問1	フラット35の一部繰上げ返済を金融機関の窓口で行う場合、返済2週間前までに繰上げ返済の申出を行い、繰上返済手数料は不要で、返済額は100万円以上とされている。	答1	× 返済1ヵ月前までに繰上げ返済の申出を行う必要がある。
問2	特定適用事業所に勤務する一定の者（学生ではない）のうち、1週間の所定労働時間が25時間、月額賃金10万円である者は、雇用契約期間にかかわらず、原則として、厚生年金保険・健康保険の被保険者となる短時間労働者に該当する。	答2	× 雇用期間1年以上の要件を満たさなければ、短時間労働者に該当しない。
問3	後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者の収入が公的年金の老齢給付のみで、その年金収入額が200万円以下の場合、所得割額は賦課されない。	答3	× 公的年金収入のみで153万円以下の場合には所得割額が賦課されない。
問4	合計所得金額が220万円以上、かつ、公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が340万円以上の単身の第1号被保険者および第2号被保険者が介護サービスを利用した場合の自己負担割合は3割である。	答4	× 第2号被保険者の自己負担は1割である。
問5	Aさん（33歳）は、基本手当の受給後に再就職した。Aさんが再就職手当の支給を受ける場合、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるときの再就職手当の額は、「基本手当日額×所定給付日数の支給残日数×80%」の算式により算出される。	答5	× 再就職手当の額は、「基本手当日額×所定給付日数の支給残日数×70%」の算式により算出される。
問6	介護休業給付金は、同一の対象家族について介護休業を分割して取得する場合、介護休業開始日から通算して93日を限度に3回までに限り支給される。	答6	○

問7	老齢厚生年金の加給年金対象者である妻が老齢基礎年金の支給を繰り上げた場合、夫の加給年金額は打ち切れ、妻の繰上げ支給の老齢基礎年金に振替加算が加算される。	答7	× 配偶者の年金繰上げは加給年金額と振替加算に影響しない。
問8	障害等級3級に該当する者に支給される障害厚生年金の額は、障害等級2級に該当する者に支給される障害厚生年金の額の4分の3相当額が最低保障される。	答8	○
問9	確定給付企業年金（基金型）のみの加入者である会社員が個人型年金に加入する場合、拠出できる掛金の額は年間276,000円が限度となる。	答9	× 年間144,000円が限度となる。
問10	小規模企業共済制度の掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内で、500円単位で選択することができ、その全額が社会保険料控除の対象となる。	答10	× 小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

緊急実施!

2019年9月試験対策
FP1級公開模試
 (自己採点)

試験日程 9/1(日)

詳細はTACホームページをご覧ください。

TAC FP 検索

2019年9月試験対策
FP1級直前対策講座
好評開講中!

B. リスク管理

問1	ソルベンシー・マージン比率は、内部留保と有価証券含み損益などの合計である「ソルベンシー・マージン総額」を保険リスクや予定利率リスクなどを数値化した「リスクの総額」の2分の1相当額で除して算出される。	答1	○
問2	損害保険契約者保護機構による年金払積立傷害保険の補償割合は、高予定利率契約を除き、保険会社破綻時の保険金の80%まで補償される。	答2	× 保険会社破綻時の保険金の90%まで補償される。
問3	保険法では、保険金受取人が保険金を請求する権利は、時効により1年で消滅する。	答3	× 保険金請求権は、時効により3年で消滅する。
問4	市場価格調整（MVA）がある終身保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映されるため、解約時の市場金利が契約時と比較して下落した場合には解約返戻金額は減少する。	答4	× 解約時の市場金利が契約時と比較して下落した場合、解約返戻金額は増加する。
問5	Aさんが、ガス爆発事故により隣家を損壊させた場合、故意のないAさんには失火責任法の規定が適用され、Aさんは隣家の所有者に対して損害賠償責任を負うことはない。	答5	× 爆発による損壊には失火責任法は適用されないため、Aさんは隣家の所有者に対して損害賠償責任を負う。
問6	損害保険に付帯する個人賠償責任特約では、被保険者が自転車で走行中に起こした偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害は補償の対象となるが、自動車や原動機付自転車を運転中に起こした事故は対象とならない。	答6	○

問7	旧生命保険料控除の対象となる終身保険の保険料について、2019年中に当該契約に指定代理請求特約を中途付加した場合でも、中途付加後の保険料は旧生命保険料控除の対象となる。	答7	○
問8	2019年に生命保険契約の契約者が死亡し、契約者がその相続人に変更された場合、当該保険契約の解約返戻金の額にかかわらず、保険会社等から、既払込保険料総額や変更前の契約者の払込保険料の額などが記載された調書が税務署長に提出される。	答8	× 解約返戻金額100万円超の保険契約について、保険会社から調書が税務署長に提出される。
問9	契約者（＝保険料負担者）と年金受取人が同じである10年確定年金において、生命保険会社が支払う年金額が年間25万円以上になる場合、当該年金は源泉徴収の対象となる。	答9	× 生命保険会社が支払う年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した金額が年間25万円以上になる場合、源泉徴収の対象となる。
問10	被保険者を役員（契約時年齢35歳）、死亡保険金受取人を法人とする定期保険（70歳満期）の保険料は、保険期間の当初6割相当期間（前払期間）においては、2分の1相当額を資産に計上し、残りの金額を損金の額に算入することができる。	答10	× 長期平準定期保険に該当しないため、支払った保険料全額を損金算入する。

C. 金融資産運用

問1	破綻金融機関に預け入れられていた普通預金については、当該預金者への払戻金が確定する前に、暫定的に1口座当たり100万円を上限に仮払金が支払われることがある。	答1	× 1口座当たり60万円を上限に仮払金が支払われることがある。
問2	特定贈与信託は、委託者が拠出する信託財産について、受益者が特別障害者の場合は5,000万円、その他の特定障害者の場合は3,000万円を限度に贈与税が非課税となる。	答2	× 受益者が特別障害者の場合、6,000万円を限度に贈与税が非課税となる。
問3	株価が割安と判断される銘柄のロング・ポジションを取り、同時に株価が割高と判断される銘柄のショート・ポジションを取る運用手法は、ロング・ショート運用という。	答3	○
問4	発行価格99.50円、表面利率1.05%、期間10年の長期国債を発行から3年後に100.75円で購入した場合、この債券取引に係る単利最終利回りは1.23%（%表示の小数点以下第3位を四捨五入）となる。	答4	× 利付債券の単利最終利回り（%）＝ $\frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面（100円）} - \text{買付価格}}{\text{残存期間（年）}}}{\text{買付価格}} \times 100$ より、 $1.05 + \frac{100 - 100.75}{10 - 7} \times 100$ $\div 100.75 \rightarrow 0.936\% \rightarrow 0.94\%$ となる。
問5	残存期間3年の割引社債の複利最終利回りが0.50%の場合、割引社債の単価は101.51円（小数点以下第3位を四捨五入）となる。	答5	× 割引債券の単価（円） $= \frac{100}{(1 + \text{利回り})^{\text{残存期間}}}$ より、 $\frac{100}{(1 + 0.005)^3} \div 98.514\% \rightarrow 98.51$ 円となる。

問6	J P X 日経インデックス400は、東京証券取引所市場第一部に上場する銘柄のうち、R O E や営業利益等の指標等により選定された400銘柄で構成される時価総額加重型（浮動株調整後）の株価指数である。	答6	× 東京証券取引所市場第一部、第二部、マザーズ、J A S D A Q に上場する銘柄を対象とする。											
問7	オプションのプレミアムとボラティリティの関係において、ボラティリティが上昇すると、コール・オプションおよびプット・オプションのいずれのプレミアムも高くなる。	答7	○											
問8	N I S A 口座の非課税管理勘定に受け入れられている上場株式は、非課税期間終了後、その翌年に同一の金融機関に開設するN I S A 口座の非課税管理勘定に移管することで、翌年分の非課税枠を限度として、非課税保有を継続することができる。	答8	× 時価評価額が翌年分の非課税枠を超過する分も含め、保有を継続できる。											
問9	資本資産評価モデル（C A P M）によるポートフォリオの期待収益率の算出にあたって使用する安全資産利子率とは、一般に、当該ポートフォリオに組み入れる資産の過去の平均収益率である。	答9	× 安全資産利子率は預貯金をはじめとする安全資産の収益率（リスクフリーレート）である。											
問10	下記の資産Aと資産Bの期待収益率、標準偏差および共分散から算出される資産Aと資産Bの相関係数は0.83（小数点以下第3位を四捨五入）となる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>期待収益率</th><th>標準偏差</th><th>共分散</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>5.82%</td><td>6.12%</td><td rowspan="2">36.15</td></tr> <tr> <td>B</td><td>7.46%</td><td>9.53%</td></tr> </tbody> </table>		期待収益率	標準偏差	共分散	A	5.82%	6.12%	36.15	B	7.46%	9.53%	答10	× 相関係数＝ $\frac{\text{資産Aと資産Bの共分散}}{\text{資産Aの標準偏差} \times \text{資産Bの標準偏差}}$ より、 $\frac{36.15}{6.12 \times 9.53} \div 0.6198 \cdots \rightarrow 0.62 \text{ となる。}$
	期待収益率	標準偏差	共分散											
A	5.82%	6.12%	36.15											
B	7.46%	9.53%												

D. タックスプランニング

問1	勤続22年1ヵ月で障害者になったことに直接基因して退職することとなり、退職金を受け取った場合、退職所得の金額の計算上、退職所得控除額は1,010万円となる。	答1	× - 勤続年数20年超は800万円＋70万円×（勤続年数－20年）で計算される。 - 勤続年数（長期欠勤や休職期間は勤続年数に含まれる）の1年未満の端数は切り上げる。 - 障害者になったことに直接基因して退職した場合は100万円を加算する。 以上より、800万円＋70万円×（23年－20年）＋100万円＝1,110万円となる。
問2	納税者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、配偶者控除の適用を受けることはできるが、配偶者特別控除の適用を受けることはできない。	答2	× 配偶者控除および配偶者特別控除のいずれの適用も受けることはできない。
問3	内国法人から支払を受ける上場株式の配当で、確定申告において申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除の適用を受けることができる。	答3	× 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除を適用できない。
問4	総所得金額の計算において配当所得の金額と他の所得の金額を損益通算した場合、配当控除の控除額を計算する際の配当所得の金額は、損益通算後の配当所得の金額による。	答4	× 損益通算する前の配当所得の金額による。
問5	ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けるためには、寄附ごとに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附者本人の住所地の自治体に提出する必要がある。	答5	× 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」は、寄附先の自治体に対して寄附ごとに提出する必要がある。

問6	災害によって自己の所有に係る住宅や家財について生じた損害金額がその時価の3分の1で、かつ、被害を受けた年分の合計所得金額が500万円である場合、災害減免法の適用を受けることにより、当該年分の所得税額の全額が免除される。	答6	× 損害金額が、時価の2分の1未満の場合は適用を受けられない。
問7	不動産所得のみを有する青色申告者が、生計を一にする配偶者に労務の対価として適正な金額の給与を支払った場合、当該不動産の貸付が事業的規模でないときは、青色事業専従者給与を必要経費に算入することができない。	答7	○
問8	会社が役員から無利息で金銭を借り入れた場合、原則として、会社側では通常支払うべき利息が益金算入され、役員側では通常収受すべき利息が給与所得として課税される。	答8	× 法人側でも役員側でも特別な取扱いがなく、課税されない。
問9	所得拡大促進税制において、中小企業者の継続雇用者に対する給与等支給額が前期比プラス2.5%以上であり、かつ、雇用者に対する教育訓練費の額が前期比プラス10%以上であること等を要件として、税額控除額が給与等支給増加額の20%相当額となる。	答9	× 上乗せ要件を満たすと、税額控除額が給与等支給増加額の25%相当額となる。
問10	前々年の課税売上高が1,000万円以下であっても、前年の1月1日から6月30日までの期間における課税売上高または給与等支払額の合計額のいずれかが1,000万円を超える個人事業主は、消費税の免税事業者となることができない。	答10	× 課税売上高および給与等支払額の合計額が、いずれも1,000万円を超えると、消費税の免税事業者となることができない。

E. 不動産

問1	抵当権設定の仮登記に基づく本登記は、その本登記について登記上の利害関係を有する第三者がある場合でも、当該第三者の承諾は不要である。	答1	○
問2	専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、専任媒介契約の締結日から7日以内に指定流通機構に物件情報の登録をしなければならない。	答2	× 5日以内に指定流通機構に物件情報の登録をしなければならない。
問3	契約の更新がなく、期間満了により賃貸借が終了する旨を定めた定期建物賃貸借契約を締結した賃貸人が、賃借人に対してその旨を契約締結後に書面を交付して説明した場合、賃借人から契約の更新請求があったときでも、当該契約は賃貸借期間の満了時に終了する。	答3	× 契約締結前に書面で契約更新がなく期間満了により賃貸借が終了する旨を説明していなかった場合、賃貸借期間満了時に、正当の事由がない限り、賃貸人は賃借人からの契約更新請求を拒絶できない。
問4	生産緑地の所有者は、当該生産緑地に関する都市計画の告示の日から10年を経過した場合、市町村長に対して当該生産緑地の時価での買取りを申し出ることができる。	答4	× 都市計画の告示日から30年を経過した場合、買取りを申し出ることができる。
問5	防火地域内においては、原則として、階数が3以上、または延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物としなければならないとされている。	答5	○
問6	共用部分の変更（形状・効用の著しい変更を伴わないものを除く）を行うためには、区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要であるが、議決権については規約で過半数まで減ずることができる。	答6	× 区分所有者の定数は規約で過半数まで減ずることができる。

問7	2019年中に取得した甲土地（宅地200㎡、取得価額5,000万円、固定資産課税台帳登録価格4,000万円）の不動産取得税の額は120万円である。	答7	× 不動産取得税は、2021年3月31日までに不動産を取得した場合、土地および住宅の不動産取得税率は3%、課税標準は宅地の場合、固定資産課税台帳登録価格の2分の1で計算する。 以上より、 $4,000\text{万円} \times 1/2 \times 3\% = 60\text{万円}$ となる。
問8	「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」の適用を受けた住宅用地に係る固定資産税の課税標準は、住宅1戸につき120㎡までの部分は課税標準となるべき価格の3分の1の額となり、残りの部分は課税標準となるべき価格の3分の2の額となる。	答8	× 住宅1戸につき200㎡までの部分について課税標準となるべき価格の6分の1の額となり、残りの部分について課税標準となるべき価格の3分の1の額となる。
問9	「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例」は、所定の要件のもと、譲渡益の全部に対する課税を将来に繰り延べることができる特例である。	答9	× 原則として、譲渡益の80%に対する課税を繰り延べることができる。
問10	相続により取得した被相続人居住用家屋およびその敷地等を譲渡した者が当該相続に係る相続税を納付している場合、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」と「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を重複して受けることはできない。	答10	○

F. 相続・事業承継

問1	夫から妻へ、相続税評価額が4,000万円である店舗併用住宅（店舗部分40%、居住用部分60%）の2分の1部分と株式購入のための現金100万円を贈与した場合、妻の贈与税の課税価格（基礎控除額を控除後）は、贈与税の配偶者控除の適用を受けることにより、790万円となる。	答1	× 贈与持分2分の1（50%）は居住用部分の割合60%以内のため、贈与持分全体を居住用部分として計算できる。贈与持分2,000万円－配偶者控除2,000万円＋現金100万円－基礎控除110万円＝0円となる。
問2	相続時精算課税制度を選択し、父から5年前に株式1,000万円の贈与を受けていた養子が、1年前に養子縁組を解消したため、父の死亡にあたって相続または遺贈により財産を取得しなかった場合、適用を受けた受贈財産（株式）は相続税の課税価格に加算されない。	答2	× 相続時精算課税制度を適用すると、特定贈与者の相続時まで継続して適用される。また適用財産は、受贈者が相続・遺贈により財産を取得していなくても相続税の課税対象となる。
問3	「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の適用を受けた後、3年を経過する日までに当該贈与者が死亡した場合であっても、その贈与された金銭等の価額が相続税の課税価格に加算されることはない。	答3	× 贈与者が死亡した場合、その時点の残額が相続税の課税価格に加算される。
問4	子を有する者を普通養子とした後、養親の相続開始前にその普通養子が死亡した場合、養親の相続において、普通養子の子は、普通養子の相続権を代襲する。	答4	× 養子縁組成立前に生まれていた養子の子は、代襲相続できない。
問5	「遺留分に関する民法の特例」の対象となる特例中小企業者は、資本金等の額または常時使用する従業員数について業種に応じた基準を満たし、かつ、1年以上継続して事業を行っている非上場会社である。	答5	× 3年以上継続して事業を行っている非上場の中小企業に適用される。

問6	成年後見人に選任された者は、遅滞なく成年被後見人の財産の調査に着手し、原則として3ヵ月以内に、その調査を終了して財産目録を作成しなければならない。	答6	× 原則として1ヵ月以内に調査を終了し財産目録を作成しなければならない。
問7	被相続人の配偶者は、配偶者に対する相続税額の軽減の適用により、相続または遺贈により取得した財産の額が1億6,000万円と配偶者の法定相続分相当額とのいずれか多い金額を超えない限り、納付すべき相続税額は算出されない。	答7	○
問8	2019年1月に開始した相続に係る相続税の課税価格計算の基礎となった財産のうち、物納財産として申請することができる財産が上場株式と非上場株式であった場合、原則として上場株式を優先して物納申請することになる。	答8	○
問9	被相続人の貸付事業に供されていた宅地を相続により取得した被相続人の配偶者が、当該宅地を相続税の申告期限までに売却した場合でも、当該宅地は貸付事業用宅地等として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けられる。	答9	× 貸付事業用宅地等は事業継続と所有継続の要件がある。
問10	後継者が贈与を受けた非上場株式のうち、「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例」の対象となる非上場株式は、発行済議決権株式の全部となる。	答10	○

以 上